

新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険における保険給付費のうち償還払となる給付について、受領委任払制度を実施することにより、居宅要介護被保険者等の一時的な経済的負担の軽減を図り、もって生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び新居浜市介護保険条例施行規則（平成14年新居浜市規則第15号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅要介護被保険者等 居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者をいう。

(2) 事業者 特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者及び特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者並びに住宅改修費の支給対象となる住宅改修を施工する事業者をいう。

(3) 受領委任払制度 居宅要介護被保険者等から保険給付費の受領に係る権限の委任を受けた事業者が、当該居宅要介護被保険者等に代わり保険給付費を受領する制度をいう。

(対象保険給付費)

第3条 受領委任払制度の対象となる保険給付（以下「対象保険給付費」という。）は、特定福祉用具購入費及び住宅改修費とする。

(対象者)

第4条 受領委任払制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象保険給付費の支給対象となる居宅要介護被保険者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市の介護保険被保険者資格を有すること。

(2) 次条第1項の登録を受けた事業者（以下「受領委任払取扱事業者」という。）か

ら福祉用具を購入した者又は受領委任払取扱事業者により住宅改修を行った者であること。

(3) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていないこと。

(4) 法第67条第1項又は法第68条第1項の規定による保険給付差止めの記載を受けていないこと。

(5) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていないこと。

(受領委任払取扱事業者の登録等)

第5条 市長は、受領委任払制度の適用を受けることができる事業者の登録を行うものとする。

2 登録を受けようとする事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 市に事業所を有する法人、または市に住所を有する個人事業者であること。

(2) 登録を受けようとする年度の前年4月1日から登録の申請を行うまでの間に、登録を受けようとする特定福祉用具の販売または住宅改修費の支給対象となる住宅改修工事を行っていること。

(3) 新居浜市暴力団排除条例（平成23年新居浜市条例第29号）第6条に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む））が、新居浜市暴力団排除条例第2条の（1）から（3）に該当する者でないこと。

3 事業者は、第1項に規定する登録を受けようとするときは、事業者ごとに介護保険受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）に介護保険受領委任払に係る誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。）を添えて、市長に申請しなければならない。但し、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として登録済みの事業者については、第1項による登録が有るものとみなす。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当と認めたとときは、介護保険受領委任払取扱事業者登録通知書（様式第3号）により、登録することが不適当と認めたとときは介護保険受領委任払取扱事業者不登録通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(登録内容の公表)

第6条 市長は、前条第1項に規定する登録を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業所登録番号
- (2) 受領委任払取扱事業者の名称、所在地及び代表者名
- (3) 事業所の名称及び所在地
- (4) 対象保険給付費の種別

2 前項の規定による公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(登録の変更等)

第7条 受領委任払取扱事業者は、前条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに介護保険受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 受領委任払取扱事業者は、登録した事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、速やかに介護保険受領委任払取扱事業者廃止等届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、受領委任払取扱事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 誓約書に掲げる遵守事項に違反したとき
- (2) 受領委任払取扱事業者の責めに帰すべき事由により、対象者の身体、財産等に損害を与えたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が受領委任払取扱事業者として不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、介護保険受領委任払取扱事業者登録取消通知書(様式第7号)により当該事業者に通知するものとする。

(申請等)

第9条 受領委任払制度を利用しようとする対象者は、受領委任払取扱事業者に対象保険給付費の受領に関する権限を委任しなければならない。

2 受領委任払制度を利用しようとする対象者は、当該対象保険給付費が特定福祉用具購入費の場合にあっては施行規則第11条に規定する申請書に、住宅改修費の場合に

あつては施行規則第12条に規定する申請書に、受領委任払い制度の利用であることを明記して、市長に申請しなければならない。

(対象保険給付費の代理受領)

第10条 前条第1項の規定により委任を受けた受領委任払取扱事業者は、対象者に代わり対象保険給付費の支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、対象者に対し対象保険給付費の支給があつたものとみなす。

(返還)

第11条 市長は、受領委任払取扱事業者が偽りその他の不正な手段により対象保険給付費の支給を受けたときは、当該対象保険給付費の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、第5条の規定は令和6年9月21日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

介護保険受領委任払取扱事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

所在地

事業者名称

代表者職氏名

介護保険受領委任払取扱事業者の登録を受けたいので、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

フリガナ 事業所の名称													
フリガナ 代表者氏名													
事業所の所在地													
電話番号					FAX番号								
登録を受けようとする保険給付費の種別													
介護保険事業所番号 (福祉用具購入費等の登録を受ける場合のみ記入 すること。)													
振 込 口 座	金融機関コード				支店コード								
	金融機関名	銀行 農協 金庫			支店名	本店 支店 出張所							
	預金種別	普通・当座			口座番号								
	フリガナ 口座名義人												

誓約書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

所在地

事業者名称

代表者職氏名

介護保険受領委任払取扱事業者の登録の申請に当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

また、登録要件の確認などについて、必要な場合には、新居浜警察署など関係機関へ照会することを承諾します。

（関係法令等の遵守）

- 1 関係法令、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱（以下「関係法令等」という。）及び居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（対象保険給付費が住宅改修費等である受領委任払取扱事業者に限る。）を遵守すること。

（公表の同意）

- 2 登録を受けた事業所の名称、所在地等について、市が居宅要介護被保険者等、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等に対し情報提供（市ホームページへの掲載等）を行うことに同意すること。

（サービス提供拒否の禁止）

- 3 正当な理由なく、受領委任払制度による保険給付サービスの提供を拒まないこと。
（費用徴収の禁止）
- 4 受領委任払制度を利用するに当たって、当該手続に係る費用を居宅要介護被保険者等から徴収しないこと。

また、居宅要介護被保険者等から徴収する利用者負担額についても、これを減免し、又は超過して徴収してはならないこと。

（関係機関等との連携）

- 5 登録を行う事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、新居浜市、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他関係機関との連携に努めること。

（受領委任払制度の説明と同意）

- 6 居宅要介護被保険者等に対し、保険給付費の支給について、償還払制度又は受領委任払制度のいずれについても対応可能である旨を丁寧に説明し、受領委任払制度を適用する場合は、当該居宅要介護被保険者等の十分な理解のもと、同意を得ること。

（見積書記載事項）

- 7 居宅要介護被保険者等に提示する見積書については、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 福祉用具購入費又は住宅改修費の費用額
 - (2) 受領委任払により、受領委任払取扱事業者に支給されることとなる保険給付費額
 - (3) 保険給付費対象費用に係る利用者負担額及び保険給付費対象費用外となる利用者負担額
- (書類の保管)

8 事業に関する書類を整備し、保険給付費の支払を受けた日から5年間保存すること。
(通知)

9 保険給付費を受領委任払制度により受けようとする居宅要介護被保険者等が、不正な行為により当該保険給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市長に通知すること。

(事業の是正)

10 この遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(苦情処理)

11 居宅要介護被保険者等から事業に対し、苦情又は相談があった場合は、誠実、円滑かつ迅速に対応すること。

なお、受領委任払取扱事業者において処理し得ない内容については、関係機関等との協力により、適切な方法を検討し、対応すること。

(損害賠償)

12 事業の実施において、受領委任払取扱事業者の責めに帰すべき事由により居宅要介護被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対し、その損害を賠償すること。

(秘密保持)

13 受領委任払取扱事業者の従業員及び従業員であった者は、業務上、直接又は間接に知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

登録に係る事業を廃止、若しくは休止し、又は登録を辞退、若しくは取り消された後も同様とする。

様式第3号（第5条関係）

介護保険受領委任払取扱事業者登録通知書

新福介第 号
年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のあった受領委任払取扱事業者の登録については、下記のとおり登録することとしたので、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

事業所登録番号		
事業者	名称	
	所在地	
	代表者氏名	
事業所	名称	
	所在地	
対象保険給付費の別		
登録年月日		年 月 日

様式第4号（第5条関係）

介護保険受領委任払取扱事業者不登録通知書

新福介第 号

年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のあった介護保険受領委任払取扱事業者の登録については、下記のとおり登録しないこととしたので、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録しない理由	

様式第5号（第7条関係）

介護保険受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

所在地
事業者名称
代表者氏名

介護保険受領委任払取扱事業者の登録事項に変更があったので、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業所登録番号		
変更前	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	対象保険給付費の別	
変更があった事項 （該当する項目番号に○印を付すこと。）		変更の内容
1	事業所の名称	
2	代表者氏名	
3	事業所の所在地	
4	電話番号又はFAX番号	
5	振込先口座	
6	その他	

様式第6号（第7条関係）

介護保険受領委任払取扱事業者廃止等届出書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

所在地
事業者名称
代表者氏名

下記のとおり登録に係る事業を（廃止・休止・再開）したので、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱第7条第2項の規定により届け出ます

記

事業所登録番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
廃止・休止・再開の別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開
廃止・休止・再開する 保険給付費の種別	
廃止・休止・再開年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
休止予定期間 （休止の場合に限る。）	年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号（第8条関係）

介護保険受領委任払取扱事業者登録取消通知書

新福介第 号
年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付け 第 号で通知した介護保険受領委任払取扱事業者の登録について、下記のとおり取り消したので、新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

事業所登録番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
代表者職氏名	
取消年月日	年 月 日
取消の理由	